

令和6年度 仁別浄化センター放流水質

区分	物質又は項目名（単位）		仁別浄化センター	一律基準（水濁法）	秋田県公害防止条例による上乗せ基準に該当するもの
有害物質	カドミウム及びその化合物	[mg/L]	0.003	0.03以下	
	シアン化合物	[mg/L]	0.1	1以下	0.1以下
	有機燐化合物	[mg/L]	0.05	1以下	0.5以下
	鉛及びその化合物	[mg/L]	0.01	0.1以下	
	六価クロム化合物	[mg/L]	0.02	0.2以下	0.2以下
	砒素及びその化合物	[mg/L]	0.01	0.1以下	
	総水銀	[mg/L]	0.0005	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	[mg/L]	0	検出されないこと	
	P C B	[mg/L]	0.0005	0.003以下	
	トリクロロエチレン	[mg/L]	0.01	0.1以下	
	テトラクロロエチレン	[mg/L]	0.01	0.1以下	
	ジクロロメタン	[mg/L]	0.02	0.2以下	
	四塩化炭素	[mg/L]	0.002	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	[mg/L]	0.004	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	[mg/L]	0.02	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	[mg/L]	0.004	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	[mg/L]	0.1	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	[mg/L]	0.006	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン	[mg/L]	0.002	0.02以下	
	チウラム	[mg/L]	0.006	0.06以下	
	シマジン	[mg/L]	0.003	0.03以下	
	チオベンカルブ	[mg/L]	0.02	0.2以下	
	ベンゼン	[mg/L]	0.01	0.1以下	
	セレン及びその化合物	[mg/L]	0.01	0.1以下	
	ほう素及びその化合物	海域以外	[mg/L]	0.1	10以下
		海域	[mg/L]	対象外	230以下
	ふっ素及びその化合物	海域以外	[mg/L]	0.3	8以下
		海域	[mg/L]	対象外	15以下
	1,4-ジオキサン	[mg/L]	0.05	0.5以下	
一般項目	水素イオン濃度（pH）	海域以外	7.4	5.8以上～8.6以下	
		海域	対象外	5.0以上～9.0以下	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	[mg/L]	4.1	160(120)以下	30以下
	化学的酸素要求量（COD）	[mg/L]	—	160(120)以下	
	浮遊物質（SS）	[mg/L]	5	200(150)以下	70以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	[mg/L]	5	5以下
		動植物油脂類	[mg/L]	30以下	
	フェノール類含有量	[mg/L]	0.05	5以下	0.5以下
	銅含有量	[mg/L]	0.01	3以下	1以下
	亜鉛含有量	[mg/L]	0.02	2以下	
	溶解性鉄含有量	[mg/L]	0.1	10以下	
	溶解性マンガン含有量	[mg/L]	0.05	10以下	
	クロム含有量	[mg/L]	0.05	2以下	
	大腸菌数	[個/mL]	51	(800)以下	
	窒素含有量	[mg/L]	6.38	120(60)以下	20以下
	リン含有量	[mg/L]	0.68	16(8)以下	2以下
ダイオキシン類		[pg-TEQ/L]	対象外	10以下	
排水基準に係る水域区分			第一種水域		
放流先水域名（環境基準類型）			旭川（A A 類型）		

- （ ）は日平均による排水基準で、一日の排出水の平均的な汚染状態について定められたものである。
- 一律基準より厳しい基準は、秋田県公害防止条例の規定によるものである。
- ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法によるものである。
- 区分：水質汚濁防止法（第2条第2項）の規定による区分。